

松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会〔第9回〕

令和2年1月29日(水) 午後7時00分
松川町役場 2階 大会議室

1. 開 会

2. あいさつ

- ・委員長
- ・町長
- ・長野県
- ・飯田市

3. 会議事項

- (1) 飯田市代替地整備に伴うトンネル発生土の活用について〔別冊資料〕

4. そ の 他

5. 閉 会

松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会 委員構成

(敬称略、順不同)

区分	氏名	所属役職等	備考
(1)	中川 初俊	古町区会	
(1)	米山 忠章	上新井区会	
(1)	松澤 吉保	名子区会	
(1)	関 克義	大島区会	
(1)	大澤 今男	上片桐区会	
(1)	清水 正育	福与区会	
(1)	林 貞喜	部奈区会	
(1)	小椋 吉範	生東区会	
(2)	米山 俊孝	松川町議会 推薦	
(2)	坂本 勇治	松川町議会 推薦	
(3)	橋爪 和也	自然環境関係識見者	松川町環境審議会委員
(3)	寺沢 秀文	不動産関係識見者	
(4)	松下 敏章	松川町農業委員会 会長	
(4)	熊岡 正志	JA みなみ信州松川支所 経営委員長	
(4)	小澤 文人	松川町商工会 会長	
(4)	中島 芳夫	松川町商工会 建設業部会長	
(4)	宮下 彰	南信州まつかわ観光まちづくりセンター 理事長	
(4)	北林 誠	松川町交通安全協会 会長	
(4)	南島由美子	松川町交通安全協会 女性部長	
(4)	小林 幸彦	松川町交番 所長	
(4)	松浦 善文	松川町教育委員会	
(5)	—	公募委員	

(1) 区会の代表者等 (2) 町議会議員 (3) 識見を有する者 (4) 関係団体の代表者等
 (5) 公募委員 (6) その他町長が必要と認めた者

[その他]

※要綱第5条第2項に基づき、長野県からアドバイザーとして関係部署職員等の出席を求める。

※同規定に基づき、JR 東海等に対し、説明者の出席を求めることを予定している。

出席者名簿

※敬称略

○長野県

飯田建設事務所 リニア整備推進事務所

調整課長	胡桃 敏成
係 長	忠地 幸博

○飯田市

リニア推進部

部 長	細田 仁
参 事	塩沢 宏昭
リニア整備課長	米山 博樹
リニア推進課課長補佐	下平 泰寛

○松川町

町 長	宮下 智博
副 町 長	久保 友二
まちづくり政策課長	小木曾 雅彦
リニア・公共交通係長	佐々木 保
リニア・公共交通係主事	河野 通祥
オブザーバー	全課長・局長

松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会設置要綱

平成27年12月8日
告示第112号

(設置)

第1条 リニア中央新幹線建設工事計画に対し、情報を共有し、課題や対策等を検討するため「松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会(以下、委員会という。)」を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、町長に対し報告等を行う。

- (1) リニア中央新幹線建設工事に係る情報の共有に関する事項
- (2) リニア中央新幹線建設工事に係る課題や対策に関する事項
- (3) その他検討が必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、委員30名以内の委員で構成する。

- (1) 区会代表
- (2) 町議会議員
- (3) 識見を有する者
- (4) 行政関係機関及び関係団体代表
- (5) 公募委員
- (6) その他町長が必要と認めた者

2 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により決定する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、議長となる。ただし、最初の会議は町長が招集する。

2 委員長は、会議において必要があると認めたときには、委員以外の者を会議に出席させ説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第6条 町長は、委員会とは別に個別に検討を要すると認めるとき、委員会の会議に諮って、専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会は、町長及び委員会が必要と認める事項に関して、検討をし、報告等を行う。

3 専門委員会の委員は、町長が必要と認めた者を委嘱し、組織する。

(庁内幹事会)

第7条 町長は、リニア中央新幹線建設工事計画に対し、情報を共有し、課題や対策等を検討するため、庁内幹事会を設置するものとする。

2 庁内幹事会は、町長及び委員会が必要と認める事項に関して調査検討をし、報告等を行う。

3 庁内幹事会は、松川町職員のうちから町長が任命した者とし、委員長は副町長が、副委員長はまちづくり政策課長がこれにあたるものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、松川町役場まちづくり政策課内に置く。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。